

## 第19回富山県景観審議会議事録（概要）

平成28年3月29日（火）  
14：00～15：10  
富山県庁4階大会議室

### ●会長の互選、会長職務代理者指名

- ・宮口委員が会長に選出された。
- ・会長より元野委員が職務代理者に指名された。

### ●報告事項

- ・景観づくりの普及啓発について  
資料1に基づき「景観づくりの普及啓発」について報告

⇒質問・意見なし。

- ・公共事業及び大規模行為の景観づくり等について  
資料2-1に基づき「大規模行為・特定行為の届出状況」について報告  
資料2-2に基づき「大規模行為の景観づくり」について報告  
資料3に基づき「公共事業の景観づくり」について報告  
資料4に基づき「景観づくり事業費補助金」について報告  
資料5に基づき「夜間景観（環水公園、海王丸パーク）」について報告  
資料6に基づき「富山湾の「世界で最も美しい湾クラブ」加盟に伴う取組」について報告

### 【質疑・意見】

○資料2-1に関連して

（委員）

大規模行為の届出状況において、大規模行為の景観づくり基準に照らして「支障あり」と判断された件数が、4件あるとされているが、「支障あり」と判断された場合、最終的にはどのような取扱いとなるのか。

（事務局）

「支障あり」とされた物件としては、高彩度の色が使用されているとされたのが3件、敷地の緑化が不足しているとされたのが7件ある。通常、届出が出され、基準に照らして「支障がある」と確認された段階で、相手方と協議する。今回の表中で「支障なし」とされている物件の中には、最初「支障あり」と判断され、協議をする中で計画を変更してもらったものもある。

このような協議を尽くしても、「これ以上変更はしない」と言われたものに対して助言という形で通知を出している。

完成の報告義務はないので、全て現地の確認を行っているわけではないが、今回の表中で「支障あり」とされているものについては、計画通りのまま施行されているものと思われる。

（会長）

「勧告」という措置はなかったか。

（事務局）

通常、「支障あり」とされた場合、指導と助言を行うことができるが、今この表中において「支

障あり」とされたものについては、助言という形で行政指導を行っている。しかし、著しく景観に影響を与えると判断されたものについては、指導を経て措置状況の報告を求めたりもできるが、それでも直らなければ景観審議会に意見を求めて、場合によっては勧告という措置を求めることもできる制度となっている。

(会 長)

簡単に言えば、(表中にある「支障あり」と判断されたものは)程度の軽い支障であり、「出来れば(改善してほしい)」という形での「助言」となっているということ。

○資料2-2に関連して

(委 員)

農地を転用して太陽光発電設備を建設しているケースが見受けられるが、このような設備を建設しようとした場合、農地を転用したら許可がしやすいなどあるのか。また、景観のほうから助言をしているのか。

(事務局)

分かる範囲でご説明したい。建築基準法上の建築物となった場合や開発許可が必要となった場合、それぞれの法律の基準に照らして審査されることとなる。ただ建築基準法上の建築物となった場合で、建築面積が1,500平方メートル以上のものになると、景観条例上の大規模行為の届出が必要となってくるので、その場合は、県の景観条例の基準に照らして審査することとなる。

農地の場合も、農地法上の基準で審査されて支障がなければ許可されることとなる。この場合、景観条例上の届出義務等がない場合に関しては、現段階においては、特に景観サイドで言えることはないかと思う。

(会 長)

農地のサイドでは農地転用という論理で動くだろうから、結果的に厄介なものがあった場合の発想がない可能性もある。国から「こういうもの(太陽光発電設備で一定の条件を満たすもの)は建築物とみなさない」という指針が出ているが、現実にこれから地方で大規模な建築物(太陽光発電設備)が出てくる可能性があるため、県サイドとして、この問題についてどのように取組むべきか、ということを検討されてはどうか。

(委 員)

申請が出された当該物件を審査するだけでなく、周辺の状況も含めて景観的に見てどうなのかということも審査することもあってよいのではないかと感じる場所があったので、今回質問した。

・市町村の動向について

資料7に基づき「市町村の動向」について報告

【質疑・意見】

(会 長)

色んな市町村で景観行政が着実に進んでいるというのは喜ばしいことであると思う。